

議案第9号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成26年2月25日 提出

羽曳野市長 北川 嗣 雄

## 提 案 理 由

昨今の社会経済情勢、国及び他市との均衡並びに人事院勧告の内容を踏まえ、55歳を超え、かつ職務の級が6級以上である職員の給料並びに期末手当及び勤勉手当を減額して支給するため、この条例を制定しようとするものであります。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項中「第 17 条の 3 まで」の次に「及び附則第 21 項第 2 号」を加え、同条第 2 項中「死亡した日現在」の次に「。附則第 21 項第 2 号において同じ。」を加える。

第 18 条第 1 項中「この条」の次に「及び附則第 21 項第 3 号」を加え、同条第 2 項中「この項」の次に「及び附則第 21 項第 3 号」を加える。

附則に次の 3 項を加える。

(55 歳を超える特定職員に係る給与の支給額の減額)

21 当分の間、職員(給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が 6 級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たつては、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日(特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項及び附則第 23 項において「最低号給に達しない場合」という。))にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項において「給料月額減額基礎額」という。))

(2) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第 17 条第 4 項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に

支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第 4 項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

(3) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第 18 条第 3 項において準用する第 17 条第 4 項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第 23 項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 18 条第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第 3 項において準用する第 17 条第 4 項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第 23 項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 18 条第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額)

22 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となつた場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

23 附則第 21 項の規定が適用される間、第 18 条第 2 項第 1 号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第 21 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、100 分の 1.0125 を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に、

100分の67.5を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第 17 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日 (以下この条から第 17 条の 3 まで及び附則第 21 項第 2 号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日 (次条及び第 17 条の 3 においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員(市長が定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在 (退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第 21 項第 2 号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額(以下「給与月額」という。)に、6 月に支給する場合には 1000 分の 1225、12 月に支給する場合には 1000 分の 1375 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3～6 省略</p> <p>第 17 条の 2・第 17 条の 3 省略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 17 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日 (以下この条から第 17 条の 3 までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日(次条及び第 17 条の 3 においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員(市長が定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在 (退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額(以下「給与月額」という。)に、6 月に支給する場合には 1000 分の 1225、12 月に支給する場合には 1000 分の 1375 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3～6 省略</p> <p>第 17 条の 2・第 17 条の 3 省略</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第 18 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日 (以下この条及び附則第 21 項第 3 号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員(市長が定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第 18 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日 (以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員(市長が定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその</p>

基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この項及び附則第 21 項第 3 号において同じ。)において受けるべき給与月額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1)・(2) 省略

3~5 省略

第 18 条の 2~第 27 条 省略

附 則

1~20 省略

(55 歳を超える特定職員に係る給与の支給額の減額)

21 当分の間、職員(給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が 6 級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たつては、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日(特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項及び附則第 23 項において「最低号給に達しない場合」という。)にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項において「給料月額減額基礎額」という。))

(2) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額

基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。)において受けるべき給与月額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1)・(2) 省略

3~5 省略

第 18 条の 2~第 27 条 省略

附 則

1~20 省略

(第 17 条第 4 項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額(同条第 4 項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

(3) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額(第 18 条第 3 項において準用する第 17 条第 4 項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第 23 項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 18 条第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額(同条第 3 項において準用する第 17 条第 4 項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第 23 項において「勤勉手当減額基礎額」と

いう。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 18 条第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額)

22 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日<sup>に</sup>特定職員となつた場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

23 附則第 21 項の規定が適用される間、第 18 条第 2 項第 1 号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第 21 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、100 分の 1.0125 を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に、100 分の 67.5 を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

以下省略

以下省略